

議案第 13 号

羽曳野市地域包括支援センターの職員等に関する基準等を定める条例及び羽曳野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市地域包括支援センターの職員等に関する基準等を定める条例及び羽曳野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号)の一部改正に伴い、同令に従い条例で定める地域包括支援センターにおける職員の人員配置基準の変更及び同令を引用する規定の条項ずれの改正を行うため、この条例を制定するものであります。

羽曳野市地域包括支援センターの職員等に関する基準等を定める条例及び羽曳野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市地域包括支援センターの職員等に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 羽曳野市地域包括支援センターの職員等に関する基準等を定める条例(平成27年羽曳野市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「員数」の次に「(委員会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項第1号及び第2号中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項第3号中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。

(羽曳野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 30 年羽曳野市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 140 条の 66 第 1 号ロ(2)」を「第 140 条の 66 第 1 号イ」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。

新旧対照表

新	旧
第1条関係 羽曳野市地域包括支援センターの職員等に関する基準等を定める条例 (職員の員数) 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(委員会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、<u>常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)</u>によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3) 省略 2 <u>前項の規定にかかわらず、委員会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに同項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。</u> 3 <u>第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると委員会において認められた場合の地域包括支援センターの人員配置基準は、次の各号に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u> (1) おおむね 1,000 人未満 <u>第1項第1号か</u>	第1条関係 羽曳野市地域包括支援センターの職員等に関する基準等を定める条例 (職員の員数) 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3) 省略 2 <u>前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると委員会において認められた場合の地域包括支援センターの人員配置基準は、次の各号に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u> (1) おおむね 1,000 人未満 <u>前項第1号から</u>

ら第 3 号までに掲げる者のうちから 1 人又は 2 人 (2) おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満 <u>第 1 項第 1 号</u>から第 3 号までに掲げる者のうちから 2 人(うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。) (3) おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満 専らその職務に従事する常勤の<u>第 1 項第 1 号</u>に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の<u>第 1 項第 2 号</u>又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人 以下省略	第 3 号までに掲げる者のうちから 1 人又は 2 人 (2) おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満 <u>前項第 1 号</u>から第 3 号までに掲げる者のうちから 2 人(うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。) (3) おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満 専らその職務に従事する常勤の<u>前項第 1 号</u>に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の<u>前項第 2 号</u>又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人 以下省略
第 2 条関係 羽曳野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準) 第 4 条 法第 59 条第 1 項第 1 号並びに法第 115 条の 24 第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める基準は、この条例に特別の定めのあるものを除くほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 37 号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)に定めるとおりとする。この場合において、指定介護予防支援等基準第 12 条第 1 号中「地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)<u>第 140 条の 66 第 1 号イ</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)」とあるのは、「羽曳野市介護保険等推進協議会規則(平成 12 年羽曳野市規則第 32 号)第 7 条第 1 項第 1 号に規定する羽曳野市地域包括ケア推進委員会」と読み替えるものとする。 以下省略	第 2 条関係 羽曳野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準) 第 4 条 法第 59 条第 1 項第 1 号並びに法第 115 条の 24 第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める基準は、この条例に特別の定めのあるものを除くほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 37 号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)に定めるとおりとする。この場合において、指定介護予防支援等基準第 12 条第 1 号中「地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)<u>第 140 条の 66 第 1 号ロ(2)</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)」とあるのは、「羽曳野市介護保険等推進協議会規則(平成 12 年羽曳野市規則第 32 号)第 7 条第 1 項第 1 号に規定する羽曳野市地域包括ケア推進委員会」と読み替えるものとする。 以下省略